

-会見年月日	令和7年10月23日（木曜日）	
担 当 課	市民部環境課	（担当者名：本家、松岡）
問い合わせ先	TEL：0791-43-6821（内線：2226）	FAX：0791-43-6892

住宅用太陽光発電等導入補助事業の申請受付を開始しました

1. 趣 旨

赤穂市では温室効果ガス排出量の低減を図るため、住宅用太陽光発電設備と定置用蓄電池を新たに導入する人に対して補助金を交付します。

今回、補助金の申請受付を開始しましたのでお知らせします。

2. 内 容

（1）補助対象設備

赤穂市内で、自らが所有・居住する戸建て専用住宅に屋根置き型太陽光発電設備と定置用蓄電池を新たにセットで導入し、自家消費率が30%以上となるもの

（2）対象者

補助対象設備の導入にあたり、要綱等に記載された要件を全て満たす人

（3）補助額

太陽光発電設備 … 補助額 7万円/kW（上限 5kW）

定置用蓄電池 … 補助額 導入経費の1/3

（導入経費の上限14万1千円/kWh、容量の上限5kWh）

（4）申請受付期間

令和7年10月10日（金）から 令和7年12月26日（金）

※予算額に達し次第終了

（5）申請方法

申請受付期間内に、申請書類を環境課窓口へ持参してください。

詳細な要件、申請書類、手続き方法などについては、赤穂市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

太陽光発電設備と蓄電池の 導入費用を補助します

赤穂市は、令和4年度にゼロカーボンシティ宣言を行い、二酸化炭素の排出の削減を目指しています。その取り組みとして、赤穂市内の住宅に太陽光発電と蓄電池をセットで導入する費用の一部を補助します。

●補助対象設備

赤穂市内で、自らが所有・居住する戸建て専用住宅に屋根置き型太陽光発電設備と定置用蓄電池を新たにセットで導入し、自家消費率が30%以上となるもの。
(PPA やリース品、中古品や自作品は対象外 / 蓄電池容量は20kWh 未満であること)

●対象者

補助対象設備の導入にあたり、要綱等に記載された要件を全て満たす人。
○主な要件 ・国、県の補助金及びFIT・FIP制度の認定を取得しない人
・設備を設置する住宅に住民登録をする人

●補助額

太陽光発電設備 …補助額 7万円/kW (上限 5kW)
定置用蓄電池 …補助額 導入経費の1/3
(導入経費上限14万1千円/kWh、容量上限5kWh)
最大58万5千円 ※太陽光発電35万円、蓄電池23万5千円

●申請期間

令和7年10月10日(金)～令和7年12月26日(金)

※補助金の交付決定後に工事契約・着工し、令和8年1月23日まで
に、工事完了にかかる実績報告をする必要があります。

詳細な要件、申請書類、手続き方法などについては赤穂市ホームページから、
申請の手引き等を十分にご確認ください。



←市ホームページへのアクセスはこちら

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業

https://www.city.ako.lg.jp/shimin/kankyou/taiyoko_jutaku/index.html

申請・お問い合わせ先

赤穂市役所市民部環境課 (市役所2階北側) 赤穂市加里屋81番地

電話 0791-43-6821 FAX 0791-43-6892 メールアドレス kankyo@city.ako.lg.jp